運営指導・監査について

令和7年2月 令和6年度小樽市地域密着型サービス事業所集団指導

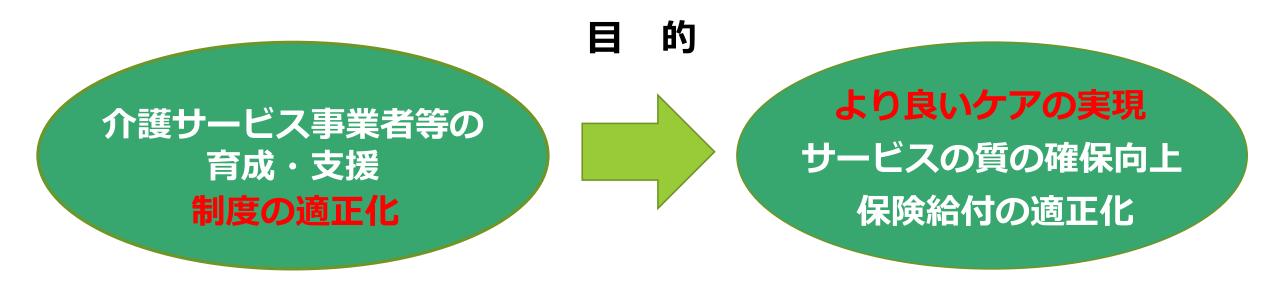
指導•監查

- ○介護保険法制度の健全で適正な運営の確保を図る。
 - 場合によっては
 - 老人福祉法、医療関係法令、高齢者虐待防止法等などに 基づき連携して実施する。
- ○小樽市でも、重要事案は、北海道(後志総合振興局)など 他の行政機関と連携して指導監査を行っている。

指導

- ・介護保険法 第23条 (文書の提出等) 、第24条 (帳簿書類の提示等)
- ・小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 に基づく行政指導

小樽市指定地域密着型サービス事業者等運営指導実施要綱に 基づき実施



指導の種類

1 集団指導

制度管理の適正化を図るため、介護サービス事業者等に対し、制度理解に関する指導のほか、<u>運営指導や監査で把握された注意喚起が必要な事項</u>や好事例等の紹介を行い、サービスの質の向上を促す等、効果的な指導を行う。

※必要な指導の内容に応じ、対象となるサービス事業者等に集合形式やオンライン等を活用した方法により実施。

指導の種類

2 運営指導

<u>事業者が指定基準に基づき、適切な運営を行っているか</u>、 地域の連携の取り組みなどについて援助的指導を行う。

※対象となるサービス事業者から、関係書類等を基に説明を求め面談 方式により実施。

本市単独で行う「一般指導」、厚生労働省及び北海道と本市が合同で 行う「合同指導」がある。

監査

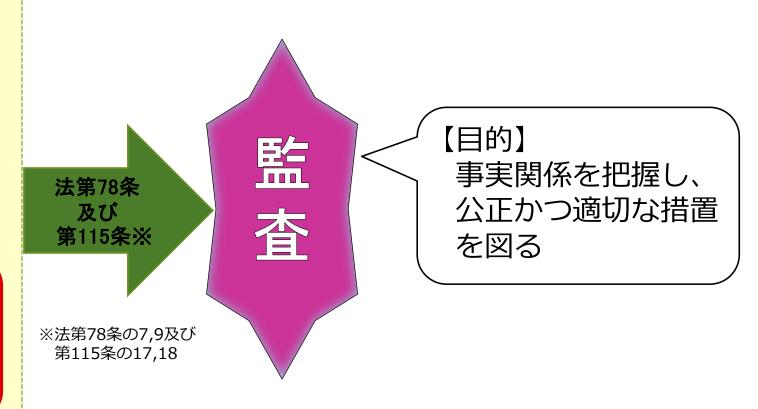
- 【介護】法第78条の7(報告等)、第78条の9(勧告、命令等)
- 【予防】 法第115条の17(報告等)、第115条の18(勧告・命令等) (サービス事業者等に対する道・市の指導監督権限に基づく措置)

の規定に基づく監査

- ・利用者等からの通報、苦情、相談 等に基づく情報
- ・運営指導により確認した指定基準 又は報酬算定基準の重大な違反等 など

- ・不正請求
- ・指定基準違反

又はその疑いがある



★介護保険法上の権限行使を適切に実施。

指定基準とは

地域密着型サービス事業の目的を達成するための

最低基準を示したもの

であり、地域密着型サービス事業者は、

常にその事業の運営の向上に努めなければならない。

指定某準 地域密着型サービス事業の目的を達成するための最低限度の基準

(小樽市指定地域密着型サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準)

- ①基本方針 (各サービスごとに規定)
- ②人員基準 従業者の知識・技能・員数
- ③設備基準 必要な設備の基準
- ④ 運営基準 保険給付対象サービスを提供する上で求められる基準

運営基準に違反した場合

指定の取消 ・ 効力停止 となる場合

- ・人員基準を満たすことができなくなった。
- ・設備・運営基準に従って適正な運営をすることができなくなった。
- ・地域密着型介護サービス費の不正請求があった。
- ・介護保険法、その他国民の保健医療・福祉に関する所定の法律に違反した、これらの法律に基づく命令、処分に違反した。

・・・・など

運営指導の結果

【文書指導】

法令、指定基準及び解釈通知等に示されている規定、 基準の取扱いに抵触もしくは違反している場合

※「改善状況報告書」により、改善状況について報告。
また、介護報酬の自主点検を行った結果、過誤による調整を要すると認められる場合、「点検結果報告書」等の提出が必要となる。

【助 言)

直ちに指定基準等に違反とは言えないが、 不足している事項等についてのアドバイス

「介護報酬の解釈」

社会保険研究所 編

R6年度介護報酬改定版

報酬算定(青本)

運営基準 (赤本) &

介護報酬の解釈

指定基準編

令和6年4月版 介護報酬の解釈 単位数表編

社会保険研究所

介護保険法制度の健全で適正な運営